

第五十一回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号

昭和四十一年四月十九日（火曜日）

午後一時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 川野 三暉君
理事 小林 武治君
松本 賢一君
多田 省吾君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
楠 正俊君
新谷寅三郎君
天坊 裕彦君
吉江 勝保君
鈴木 壽君
北條 浩君
北條 浩君
多田 省吾君
洪谷 邦彦君
永山 忠則君
自治大臣 長野 士郎君
事務局長 鈴木 武君
常任委員会専門員 伊藤 栄樹君
法務省刑事局刑事課長

委員以外の議員
衆議者 多田 省吾君
衆議者 北條 浩君
衆議者 北條 浩君
衆議者 洪谷 邦彦君
衆議者 永山 忠則君
自治大臣 長野 士郎君
事務局長 鈴木 武君
常任委員会専門員 伊藤 栄樹君
法務省刑事局刑事課長

説明員
法務省刑事局刑事課長 伊藤 栄樹君

本日の会議に付した案件
○公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二十二部

公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号 昭和四十一年四月十九日【参議院】

○公職選挙法等の一部を改正する法律案（武吉寿君外三名発議）
○公職選挙法改正に関する調査（選挙公報の掲載文に関する件）

○委員長（川野三暉君） たいだいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一三二号）を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。永山自治大臣。

○國務大臣（永山忠則君） たいだいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案理由とその内容の概略を御説明申し上げます。

選挙が明るく、かつ、正しく行なわれるためには、選挙権行使の前提となる選挙人名簿が適正に調製されることが肝要であることはいうまでもないところであります。

しかるに、最近における急激な人口移動、社会生活の複雑化の傾向は、選挙人名簿の適正な調製を次第に困難ならしめ、名簿に脱漏、誤載、二重登録を生ぜしめる等制度上の欠陥があらわれてきているのであります。

このため、選挙制度審議会においては、現行の選挙人名簿制度を抜本的に改正する必要があるとして慎重に審議が続けられた結果、去る二月十五日、永久選挙人名簿制度要綱が決定されたのであります。

政府といたしましては、この要綱に基づき公職選挙法に所要の改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、選挙人名簿はカード式の永久据え置き

の名簿とし、当初の名簿調製後は、新有権者及び住所移動者についてのみ、毎年三月及び九月の二回、定時に追加登録を行なう制度を採用したのであります。

このことにより選挙人の選挙資格の確に調査することができ、あわせて選挙人名簿調製の合理化が期せられるのであります。

選挙人は、随時、選挙人名簿の登録の申し出ができることとし、申告主義を原則といたしました。が、なお、二重登録を防止するため、住所移動者が登録の申し出をしようとするときは、選挙人名簿の登録の異動に関する文書を提出しなければならぬことといたしております。

市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日及び九月一日までに申し出のあった者につきあらかじめその選挙資格を調査し、縦覧、異議の申し出を経た上、三月三十日及び九月三十日に選挙人名簿に登録することといたしております。

第二に、永久選挙人名簿採用に伴う移行のため経過措置等について申し上げます。

当初の選挙人名簿は、全世帯について選挙人の選挙資格を一齐に調査し、この結果に基づいて現行の選挙人名簿に必要な修正を加えて正確に調製し直したものを、一定期間縦覧の上、これを政令で定める日に永久選挙人名簿とすることといたしております。

また、天災事変等により住所を移転した者等について認められていた特別選挙権は、この際、整理することとし、さらに、特別区においても選挙人の属する区に三ヶ月以上住所を有することを名簿の登録要件とすることといたしました。

以上のほか、選挙人名簿に関する関係規定その他必要な規定の整備を行なうことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

ります。
なにとぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長（川野三暉君） 続いて補足説明を聴取いたします。長野選挙局長。

○政府委員（長野士郎君） お手元にお配りいたしました公職選挙法の一部を改正する法律案関係資料のしまいのほうにございます、「公職選挙法の一部を改正する法律案新旧対照表」というのがございまして、便宜それによりまして補足的に御説明申し上げます。

先ほど提案理由の説明にございましたように、今回の改正のおもな点は、選挙人名簿の制度の改正でございます。第十九条から第二十四条、五条、六条、七条、三十条のあたりに選挙人名簿の関係の改正規定があります。

第十九条におきまして、従来の選挙人名簿の基本規定を全文改正をいたしまして、そして選挙人名簿は永久に据え置くものであるということと、各選挙を通じて二の名簿にするということとを明らかにしようとするものであります。その次に、第十九条の第二項というので、選挙人名簿の調製と保管の関係、それから毎年三月三十日及び九月三十日に登録を行なうということとを明定をいたしたいということでございます。

第三十条の関係は、カード式にするという、名簿の様式に関するところでございます。

第二十一条から名簿の登録の申し出、二十二条が登録すべき者の決定というふうな規定をいたしておりますが、内容は、したがって、三月一日あるいは九月一日までに選挙権を有するもので、そして三ヶ月以上、住所を有する者の登録の規定を書いておるわけでありまして、登録の申し出のありました場合には、登録すべき者を市町村の選挙管理委員会としては、一応決定をいたしておきま

○委員長(川野三暉君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲ることといたします。

○委員長(川野三暉君) 次に、公職選挙法等の一部を改正する法律案(参第一〇号)を議題といたします。

まず、発議者から、提案理由の説明を願います。

○北條浩君 たいま議題になりました公職選挙法等の一部を改正する法律案につきまして、公明党を代表し提案の理由及びその要旨を申し上げます。

まず、公職選挙法の改正について申し上げます。

民主政治の確立は、明るく正しい選挙の執行並びに国民の政治意識の高揚とその不漸の積み重ねいかんにかかると申さなければなりません。国民と政治を結ぶ最大のきずなが選挙であります。以上、選挙制度は、まず国民大衆の真摯な欲求を満足させるものでなければなりません。しかるにわが国選挙界の現状は、選挙のたびに腐敗の度を加え、選挙は、何よりも取り締まりの対象としてのみ考えられ、国民から遊離しているばかりでなく、数々の疑惑と恐怖をさへ与えているのが偽らざる実情であります。国民主権に基づく代表選出の方法として、それは、もはやふさわしいものとはいえないのであります。従来の選挙法の改正は、いづれも技術的改正が中心でありまして、三十七年の大改正及び昨年の改正を経た今日におきましても依然として選挙界の宿弊を洗除したとは申されず、真にこれに対処した根本的改正は、かつてなされておらないのであります。国民の疑惑を解消し、自由にして調達なる選挙については、なお未解決の問題が山積しております。

私も、選挙制度審議会の答申を待たずして、この改正法律案を提出いたしましたのは、この際、これらの宿弊を取り除き、国民の疑惑と恐怖から選挙を解放して、あるべき姿とするのみならず、大衆に自由にして積極的な選挙活動を奨励し、真に明るく正しい選挙を行なわしめることが

何よりも急務であると考えたからであります。以下、この法律案の要旨について申し上げます。

第一に、事務次官、外局たる庁の長、または局長等のとき、あるいは公社その他特定の公団、公庫の役員等のとき、いわゆる高級公務員等の立候補に制限を加えることといたしました。

高級公務員の立候補制限問題は、昭和二十四年以来、総選挙または通常選挙のたびに問題とされ、国会における公職選挙法改正に際しての修正提案、あるいは選挙制度審議会等の答申なども数度に及び、十余年にわたって論議されてきた問題でありながら、それが昨年の通常選挙に際して、この問題に關連する公務員の地位利用事犯が史上最大にして最悪とまでいわれるほどの悪質な選挙違反にまで発展し、しかも今なお放置されておりますことは、憂慮にたえないのであります。現行法の公務員の地位利用行為等の禁止、特別連座の規定は、完全に無視されているというほかなく、いまや参議院は業種組織を握る高級官僚の思いのままのものとなりかねない実情にあります。

この際、このような悪弊を根源において洗除するため、法の定める特定の職に二年以上在職した高級公務員等につきまして、参議院全国区選挙に限り、退職後二年以内は立候補できない、このようにいたしたいのであります。

第二に、戸別訪問禁止の規定を撤廃するとともに、選挙期日の公示または告示前において原則として演説会を開催することができるといたしました。

現行の戸別訪問禁止の規定は、言論活動の自由を著しく圧迫し、国民の基本的権利である参政権の行使を不当に抑圧し、選挙民をして選挙に対する恐怖感を抱かせ、選挙をして国民不在の選挙たらしめる原因ともなっておりますので、自由にして公正潤達な選挙を実現し、国民参政の実をあげ、民主政治の健全な発展をはかるため、戸別訪問禁止の規定は削除することといたしました。戸別訪問が買収行為に通ずるとか、これによって選

挙の腐敗が倍加するとかいうことは、国民の政治意識の低い過去のことでありまして、諸外国の実情をも配慮して、これらのことは杞憂にすぎないと考え、今回の措置に踏み切るとともに、衆参両院議員の選挙については、当該選挙の期日の公示または告示前においても演説会を開催することといたしました。

第三に、文書図画の頒布制限を緩和いたしました。文書図画につきましても、言論の自由のためから、さらには第二に申し上げたと同様の理由から、選挙運動のために使用する自筆の信書は、これを認めることにするとともに、ポスター、立て札等の文書図画を演説会場まで運搬する過程で回覧させることが自由に行なえるようにいたしました。このように自由潤達な公正な選挙を実施いたします場合には、言論抑圧時代の不自由なポスター掲示場の制度は不要となりますので、公営のポスター掲示場は、撤廃することといたしました。

第四に、個人演説会場の回数制限を撤廃するとともに、衆参両院議員及び都道府県知事の選挙において連呼行為を行ない得る場合を緩和し、かつ、指定都市の長の選挙についても、衆参両院議員の選挙の場合と同様に連呼行為ができることといたしました。

昨年の改正により衆議院議員、都道府県知事の選挙については、選挙運動のための連呼行為の制限は緩和されましたが、さらに緩和の措置を講ずることとしました。すなわち、両院議員及び知事選挙において演説会場等においてする場合のほかは車上または船舶上においてのみ認められていた連呼行為を、午前六時から午後九時まではいかなる場所でも可能とすることにいたしました。また、指定都市の長の選挙区域は広範囲の上、候補者の数も一応限られている等の点から弊害も伴わないと考えられますので、指定都市の長の選挙につきましても、同様に連呼行為ができるようにいたしました。

次に選挙に関する寄付行為及び政治資金の制限について申し上げます。

選挙に関する寄付行為及び政治資金の問題は、自由にして公正潤達な選挙実現のための基本的な問題として国民一人々が深甚の関心を寄せているところでありまして、よって、この際、会社、団体等による寄付が選挙の腐敗に結びつく点にかんがみ、政党及び政治団体を除いた他は、寄付行為は一切個人にとどめることとし、これによって選挙の公正の一そりの徹底を期することといたしました。

なお、虚偽事項の公表罪の一つとして従来、公職の候補者または公職の候補者たる者とする者に関し、虚偽事項を公にし、または事実を歪曲して公にした場合に処罰することとされておりましたのを、政党その他政治団体に関し、これらの事項を公にした場合にも、処罰することができるといたしました。

その他これらの改正に伴う所要の規定の整備をいたしました。

以上が、この法律案を提案いたしました理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(川野三暉君) 本案に対する質疑は、これを後日に譲ることといたします。

○委員長(川野三暉君) 次に、公職選挙法改正に關する調査を議題とし、本日は、選挙公報の掲載文に關する件について調査をいたしたいと存じます。

御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○北條浩君 選挙法に關しましては、幾つか問題がございますが、本日は選挙公報に關してのみ若干御質問をいたしたいと思っております。

選挙公報を最近非常に乱用されている事例は、すでに皆さま御承知のとおりでございますが、特に去年の七月に行なわれました参議院議員の選挙に際しまして、ここに資料も持っていました。

が、本来こうした公営による選挙費用は、去年の参議院の選挙につきましても四億以上の費用をかけております。一人あたり計算いたしますと一千二百万円以上に及んでおります。こうした貴重な公費をもって行なわれているにもかかわらず、この選挙公報が言論の自由ということをとって非常に乱用されていることは、憂慮にたえないと私は思うのであります。たとえば、昨年七月に行なわれた選挙公報、ここにございまして、ごらんのとおり状態でありまして、まことに子供のいたずら書きのようなものがこのように配布されたわけでありまして、だれが見ましても人をばかにしたものだ、こう思うのが当然であります。中にはこのような、御承知と思えますけれども、とうふ屋の宣伝と、こういうようなものも堂々と選挙公報に掲載されて、多額の公費を使いながら、選挙民をばかにした行為が公然と行なわれたわけでありまして、特定の団体を誹謗するような、そういう記事を政策と称して掲載してある、こういうような事例もございまして、これらに關しまして、一応選挙法の百六十九條等に、原文のまま掲載しなければならぬ、という規定があることも存じておりますが、実際問題として、言論の自由というものをたてとつた、こういう行為が行なわれる、ということ、何らかの形で制限をしなければならぬ、かように考えるわけでありまして、まあこの点に關しまして、選挙公報の問題に關しまして、このような事例が今後とも頻発するおそれがありますので、何らかの措置を考えなければならぬ現状と私は考えます。これに關しまする御意見を最初に承りたいのであります。

○政府委員(長野士郎君) 選挙公報の掲載文の内容につきましましては、お話のございましたように、現行法におきましては、原文のままこれを掲載しなければならぬ、ということになっておりまして、確かに御指摘のようないろんな表現なり何なりが行なわれておることは御指摘のとおりでございます。

それからまた他人を誹謗いたしましたりするよ
うな点にわたつていふようなものもあるのではな
いかというふうな考えられる場合がございます。
ただこのように、まあ法令違反というふうな問題に
なつてまいりまして、それぞれ現行のいろいろな
法規に抵触する、あるいは、それらの法令違反
となつておるわけでございまして、また、実際問題と
いたしましては、選挙管理委員会におきまして
は、そういう審査権というものを保持してござい
ます。けれども、常識的な判断で、いわゆる候補者
に對しまして話し合いの上で訂正ができるもので
あれば、まあ候補者の納得する範囲であれば、そ
ういふものについての実際の注意を喚起いたしま
して、実際に修正を求めているというふうなこと
はいたしておりますが、ただ、それ候補者のほう
でそういうことに応じられませんか場合には、現
行法のたてまえ上、原文のまま掲載するほかはな
い、ということに相なつておるのが現状でありま
す。御指摘のような問題、たくさんございまして
けれども、結局この法令違反であるかどうかとい
うような問題の審査とか認定とかいうようなこと
になりまして、結局それが表現の自由、言論の自
由を侵す、侵さないというふうな関係も出てまい
るといふ、従来の意見がございまして、現行の制
度が出ておると思つておられますが、確かに現実
においては、いろいろな問題が生じておるわけで
で、選挙制度審議会等におきまして、選挙運動、
選挙公営等の関係についても検討が進められてお
るわけでございまして、ぜひともこういう問題も
もう一べん取り上げて審査をお願いしたいとい
ふふうに考えておるわけでございまして。

○北條浩君 まあごもつともな御回答なのであり
ますが、実際にこうしたことが行なわれておると
いふことは、回を指すことに激しくなつてまいり
ます。そこで、何らかの規制措置、まあ現行法は
現行法といたしまして、第三者の機関でこれを審
査するとか、公正な意見を聴取する機関をつくる
とか、そういうお考えはあるかどうかを伺いた

と思ひます。
○政府委員(長野士郎君) 従来から、先ほど申し
上げましたように、選挙公報の扱いというものは、
選挙制度審議会でも何回か取り上げられて、
異論があつたように承つておりますが、その場合
にも、いまお話のようないろんな意見もあつてま
いりました。ただ、結局この公報の発行とい
ふことは、非常に技術的にも時間的にも制
行といひますと、非常に技術的にも時間的にも制
約がございまして、現在ではたしか投票日の前々
日ぐらゐまでに大車輪でやりまして、選挙の種類
にもよりますが、やつと各戸に配付できるという
ような状態でございます。そういう場合に、審査
といひますか、第三者機関と、いろいろなところ
で意見を徴して結論をいただくというふうなこと
も、技術的な時間的な問題等とも関連いたしま
す。そうすると、公報の発行のしかた、原稿の提
出していただくいただき方、それを根本的に考え
なければならぬ問題がございまして、技術的な問題
と、それからそういう力を与えるということの当
否、結局それがいかに言論抑圧ということに利用
されるおそれがある、いかぬといふようなこと
で、従来までのところ選挙制度審議会はきつめて
慎重でございまして、ただ、先ほどお話のように、
非常に、公報にあらわれた結果がいかにも常識を
越えるようなことになつておる、ということも考
えられますので、さらにそういう問題を含めまし
て十分検討していただくように考えたいと思つて
おります。

○木内四郎君 関連。いま北條委員からお話にな
つた二点ですね。あまり品のよくないといふ
か、レベルの低いような公報を出して、国民を侮
辱するといふようなこと、これは非常に困つたこ
とだと思つておられますが、これはもう言つちゃ
悪いけれども、選挙民ですか、選挙に對する国民
全体のレベルが、これはちよつと遺憾ながら低い
ために、そういうものかと思つておられます。それで選挙の
結果が、そういうものをどどん排除しなければ
ならぬし、また何といふか、背番号が何かでやつ
たり、わけのわからぬことをやるのは、だんだん

やはり排除しなくちゃいけないことだと思つて
すが、いま局長のお話のように、言論の圧迫に
なつてもういふ悪いから、そこで当局としても
取り締まりされていけないのではないかと思つた
が、第二点ですね、他人を誹謗したりなんかする
という記事を掲げる場合、これは取り締まりの方
法があるんじゃないかと思つておられます。これが選
挙妨害になるとか、いろいろ何か、刑法に触れる
とか、他の法律に触れるといふようなときには、
これは敢重にやはり取り締まるべきものじゃない
かと思つておられます。第一点については御努力もあ
つたし、私はこれ以上申し上げませんけれども、そ
の第二点ですね、他人の妨害をするような、誹謗
するよな記事を掲げる、これは取り締まること
はできるんじゃないですか。取り締まるという
か、刑罰によつて取り締まるというか、まあ間接
ですけれどもね。その点はどうですか。

○説明員(伊藤栄樹君) ただいまお尋ねの御趣旨
はまことにそのとおりでございまして、具体的な
事例によりまして、いろいろ法的な評価が変わつ
てくると思ひますが、私も承知いたしております
が、前回の参議院議員選挙で二
カ所ばかりで北條先生の御指摘になつたものの一
番悪質なものと思はれるものがあつたわけござ
います。これらにつきましましては、一応その文面等
を見ますと、公職選挙法の二百三十五條の虚偽事
項公表罪あるいは二百二十五條の選挙の自由妨害
罪、さらには刑法の二百三十條の名譽毀損罪、こ
ういふようなものに該当するのではないかと
疑いを差しさす余地が相当程度あつたように思
ひます。したがしまして、かりにこれによりまし
て自由を妨害されました候補者あるいはその関係
人、あるいは虚偽事項を公表されて被害をこうむ
られた方々、あるいは名譽を毀損された方々、
こういう方々から告訴あるいは告訴をいたしたよ
うなものがございまして、当然私どももいたしま
して厳正な処断をすべきものだ、こういうふうに
考えるわけでございまして。ただ問題は、虚偽事項
の公表罪あるいは自由妨害罪にいたしまして、

文面に記載されましたことの真否の認定がまずもって必要でございます。したがって、選挙公報が出ますと、直ちにその内容の真否の判定に關する捜査を開始するということを、当該選挙運動に影響をなるべく及ぼさないで行ないますことが、技術的になかなか困難であるという事情もございまして、やはり私どももいたしましては、何らかの訴え出と申しますか、告訴告発と申しますけれども、何らかの訴え出というようものがございまして、捜査を開始しやすという事情がございまして、これを要するに、そういった法令違反にわたりますものにつきましては、関係の候補者あるいは御関係の方々から告訴告発ないしは訴え出というようものがございまして、法に照らして嚴重に取り締まりたい、かように存じておるわけでございます。

○木内四郎君 いまの政府委員の御答弁による、この前、去年の選挙には多少そういうのがあったように思われるのです。それもお認めになつておるようですが、第一の要件は、本人から告発がなければならぬということですね。そこで、告発があつて刑事事件として処理した事件があるのですか、ないのですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 前回の参議院議員通常選挙におきましては告訴告発はございませんでした。

○木内四郎君 そうすると、告訴告発がなければ、あなたの方では大体手のつけられないような事件だけだったのですか。告訴告発がなくても処理できる条文もあるでしょう。そういう事件は一つもなかったのですか。

○説明員(伊藤栄樹君) 具体的に捜査をいたしておりますので、これは確かにこの罪によつて処断され得たという確信を持つたお答へができませんけれども、一応その選挙公報を拝見しました限りにおきましては、たとえば一例でございますが、刑法の名譽棄損に当たるおそれが相当濃いと思われたものもあつたわけでございます。しかしながら、名譽棄損罪につきましては、御承知のと

おり、親告罪でございます。告訴がございませぬ限り、私どももいたしまして処理ができませんので、そういう意味におきまして、積極的な捜査はいたさなかつたわけでございます。

○木内四郎君 いまのお話、ごもっともだけれども、公序良俗というか、選挙の公正を害するようなおそれのある事件は、本人から告訴告発がなくても、検察当局というものがあつたらぬか、何らかの処置をとり得るし、となればならぬか、何らかの事件があつたのじゃないかとも思うのですが、そういうことはどうでしょう。

○説明員(伊藤栄樹君) ただいまのお尋ねのような観点におきまして、これは捜査して起訴しなければならぬところまで、私のほうで考えました事件はございませんでした。

○多田省吾君 関連しましてお尋ねいたします。私も昨年の八月十日の当委員会におきまして、自治大臣に公報の問題でお尋ねしたことがございましたけれども、自治大臣はこの点に關して、この前は結局、泡沫候補を締め出す方法として、供託金の引き上げとか、そういったものを審議会にかられるようにしてあると、そのようにお答へになりましたけれども、現在その点に關しては、どのように進行しておりますか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(長野士郎君) 選挙制度審議会におきまして、現在選挙制度の全般にわたつて検討いたしておるのでございますが、その第二委員会におきまして、立候補手続の整備という観点から検討が進められておるのでございますが、その中に、政党の公認という問題と、政党の範囲と申しますか、的確にこの選挙法上の政党といわれるものを、ある一定の規模以上の政党なり組織なりを持つておるものに限定をすべきである、そしてそういう政党の公認候補者というようなものの手続を、党の正式な機関で結局はかつて公認をしていくというふうなところになるのでありますが、そういう手続を経た公認候補者というものは、すべてまあ推薦届け出制にする、同じような関係で

それ以外の無所属の候補者、これの中にもお話しのあるところの泡沫候補というようものが入ることになるだろうと思つておりますが、そういう無所属の候補者の立候補というものも認めざるを得ないけれども、これについても単独では立候補できないようにする。供託金も相当程度引き上げますが、同時に単独では立候補できない。やはり一定数の推薦届け出制が必要であるというふうなことで、立候補手続を嚴重にいたしまして、その点から泡沫候補の抑制をしたいというふうな考え方で、現在審議が進められておる状態でございます。

○委員長(川野三郎君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(川野三郎君) 速記を起して。
○多田省吾君 去年の八月十日に、大臣が泡沫候補の締め出しについては考慮中である、そして、その方法としては供託金の引き上げ等が考えられるが、それを審議会にかられるように話しをしようというのを御答弁になつたわけですね。それは半年以上前ですから、そのことが選挙制度審議会でもどのように討議されているかということを一言お尋ねをしておきたい。

○国務大臣(永山忠則君) 選挙制度審議会におきましては、泡沫候補の立候補の問題等について審議をいま続けておるのでございますが、基本的にはやはり政党選挙を推進をして、いま選挙局長が申しましたように、泡沫候補が出る場合におきまして、供託金の引き上げだけでなしに、さらに推薦制等をとつていく必要はないかという根本問題について、いま論議を続けておるところでございます。概して政党の選挙は大幅にひつつ自由を認める、しかし、候補者自体の選挙については、これを候補者個人の選挙に對しましては制約をするという根本論と相ともに、泡沫候補の問題を取り上げて、大体この八月ごろまでには答申を得るのではないかと考えておるのでございまして、答申を得ましたならば、十分皆さん方と相談をいたしまして、政府の独走を排除し

て、よく御議論を承わつて、これが対策を練つて御相談を申し上げたいと考えておる次第でございます。なお、選挙公報等の法令に反するような、こういう記載等につきましては、どう処置しているか、なかなか言論の自由等の関係が非常に重大な問題でございますが、これらの点も、先般のようないたゞのように、いまお願いをいたしておるような次第でございますが、政府といたしましては、とりあえずそういうような法令に反するようないたゞある場合におきましては、十分行政的措置をもちまして本人に勧告をいたしていくということをしてまいりましたのでございますが、なお、今後その行政的措置は強化いたしましたして、善良なる人の被害がないように十分ひとつ行政的にも努力をいたしたいと考えておる次第でございます。これらの審議を終まして、御趣旨を十分尊重して検討をいたしたいと考えておる次第でございます。

○小林武治君 いまの公報の関連で、私の考えを述べてひとつ大臣のお考えをただしておきたいと思つておると思つておるのですが、それはどういふことですか。

○国務大臣(永山忠則君) 選挙公報の目的は、まあ十分自分の政見を広く選挙民に浸透せしめて、そして投票を得ようという目的であると考えられるのであります。したがって、いま選挙制度審議会でも論議されておるものの中には、選挙公報は政党選挙であるからして政党の政策を掲げていく、個人選挙でないのだから、個人の分の公報は掲載する必要はないのではないかと、政党選挙を推し進める場合においては、個人の、いわゆる候補者個人の公報は取り上げるべきではないのではないかと議論もございまして、これらの点がまだどういふように進むものかわかりませぬけれども、とにかく政党選挙へ移行して、政策を十分浸透せしめる。その政党が要するにだれを推薦しているのだからということがはつきりする程度でい

ございました関係と、それから現に選挙が行なわれておる最中であるという観点と相まちまして、積極的に捜査を開始するには至らなかつた、こういうわけであります。

○多田省吾君 まあ先ほど小林先生が抽象的に要望されたように、現在の公報の発行状態であつても、やはり選挙管理委員会に何らかの力を持たせて、そういった刑法に抵触するような内容まで規制できない、全部計算しなければいけないというふうな、ばかなことは、日本だけで行なわれてる姿でありまして、非常にまずいことだと思ひます。やはり政府当局としても、大いに考へていただきたい問題だと思ひます。

その点はその点として、先ほど選挙局長が、いま審議会の第二分科会で審議されておつたおつしやいまして、政党法を確立してですか。それからその政党の政策を今度の公報に載せるような案も出ているというお話でございました。まあいま審議中でございますから、立ち入つたことは言えないと思ひます。だけれども、その審議の状態によつて、また選挙局長御自身の考へにおいで、そうしますとあれですか、たとえば、西ドイツのように投票数の五割に満たないものは正式な政党としては認めないというふうな政党法を確立して、その上で政党選挙を確立して、その政党の政策を公報に載つてくれるというふうな、そういうふうな事態になるのでございませうか、現在考へておられることをお話願ひたいと思ひます。

○政府委員(長野士郎君) いま審議会でやつておりますのは、お話がございましたように、現在の個人本位の選挙体制から政党本位に持つていくということが一つの基調というか、こうなつておつたところから、選挙法でいうところの政党とはどういふものをいうのかということになりまして、結局ほうつておきますと、一人ということとはございませぬが、非常にごく少数の人数でも政治団体とか政治結社というものが結成可能でございませぬから、そういうものは取り上げないという意味で、政党のまあ適格条件と申します

か、そういうものを相当な規模に考へるべきだということが一つでございます。

それからそうやって政党本位にものを考へていきます場合には、現在の選挙公報の一つといたしまして、たとえば、この選挙公報というのがございませぬけれども、この選挙公報は個人の経歴なり職見なりというものを中心にして出すものになつておつたところが、むしろそういうことが個人本位というか、この観点に立つて選挙公報というものが考へられておるんじゃないだろうか、それを政党本位に置きかえますためには、むしろ選挙公報も姿が、内容が変わつて政党の政策を中心にしたような、そういうものとして考へていくべきものではないだろうかというふうな意見が出ておるのでございます。ただし、これはもう選挙の公営全般に実をわたる問題でございまして、結局政党本位の選挙という体制になる限りにおきましては、原則としていまの公営のようなものでも、いろいろやり方が変わつてくるんじゃないだろうか。たとえば、現在ありますところの立ち会い演説会というふうなものも、あれも個人本位的な要素が非常に多いんじゃないかというふうな意見があるわけでございます。そういうことで、たとえば、公報につきましても、あるいはテレビの経歴放送でございませぬか、ラジオの政見放送でございませぬか、あるいはもうテレビの経歴放送でございませぬか、あつたものが、個人本位的なにおいがある過剰過ぎるんじゃないだろうかというふうな意見がございまして、その一環として選挙公報についても、同じような観点から、政党の政策本位に置きかえるべきじゃないかというふうな意見が出ておるというわけでございます。結論がどうなりますか、まだわかりませぬけれども、以上のようなこととございませぬ。一つはまあ政党の規模を変えますと、そうすると泡沫政党とか、泡沫候補者というものは、はずれていくということになるのじゃないかと思ひます。

○多田省吾君 いま問題になつております選挙公報にすこぶるまじい掲載があるというところは、結局は責任ある政党においては、そういうことはめつたにしないものでございまして、ほとんど泡沫候補が売名のために、あるいは何らかの目的のために、そういうことをしている人が多いわけでございます。で、この前の参議院選挙におきましても、そういう泡沫候補にはだいたい問題がありまして、国民の非常なひんしゆくを買つておるわけでございます。先ほど北條委員も申しましたように、参議院選挙でも四億円の金を使つておる。一人について千二百万円というふうな金を使つておるわけですね。それに対して公営掲示場をつくつたのに全然ポスターも一枚も張らない。みすみす公営掲示場がむだな使われ方をしておる、国民のその点だけでも非常にひんしゆくを買つておりますし、選挙自体に対しても非常に疑問を持たれておるような傾向もあるわけですね。どうしてもそういう無責任な泡沫候補、国民をばかにしたような泡沫候補というものは締め出す必要があるんじゃないかというところは、いまマスコミにおいても大いにいわれておることとございまして、先ほどその一環として、供託金を引き上げることと考へられるのじゃないか、いま自治大臣あるいは選挙局長は、政党本位の政策というものを公報に発表するようにしたいという意向もあるというふうなお話もなされたわけとございませぬが、そのほかに、法定得票数というものに達しない泡沫候補者が毎回のうちに立候補しておるような姿も見られるわけですね。これは立候補は自由でございませぬから、やむを得ないといへばやむを得ないでございませぬけれども、それではかえつて国民が納得しない、国民が困る、そういう姿もあるわけですね。一例として、そういう三回も五回も法定得票数に達しないような、国民の支持が全然得られないような候補が毎回立つて国民を愚弄するといふような姿は、まことに嘆かわしいことだと思ひますので、三回か五回立つて法定得票数に達しないようなときには、立候補を制限するといふような措置をとれないかどうか、その点について選挙局長自身のお考えをお聞きしたい。

○政府委員(長野士郎君) 泡沫候補につきましまして、先ほど申し上げましたように、政党単位にして相当規模の政党の公認というものを中心にする。しかし、その半面、無所属候補者というものの立候補を認めないというわけにはいかない。そこで、無所属候補というものにつきましても、現在のようにただ供託金を積みさえすれば一人で届け出ができる、立候補ができるというふうな制度ではいかぬだろう。したがつて、これを推薦届け出か何かにしたしまして、一定の推薦者というものがなければ立候補できない、そうして供託金も相当程度引き上げるといふようなことは、審議会でもいふ論議が進められておるところでございませぬが、お話がございませぬように、二、三回やつても法定得票数にも達しない、したがつて、供託金没収組はもうあと立候補が多少むずかしくなる、これは一つのお考へだと思ひますが、しかし、やはり立候補の自由というものは、基本的にどういふ形であれ、これを妨げるといふのはなかなか困難でございまして、その過去の実績が十分でないから立候補できないといふことは、少し無理ではないだろうかという気がいたします。

○北條浩君 いままで関連していろいろ質問がなされて、それぞれのお答えをいただいたわけですが、一応審議会等にかけてというお話で、それもやむを得ないと思ひますけれども、私が最後に申し上げたいことは、先ほど申しましたように、回を重ねて悪質化しているわけですね。事実この選挙公報等は投票の直前に配られるわけですね。その内容等がはたして個人的な誹謗であるとか、中傷を加味するような記事だつたとしても、すでに配つたときにはもう手が打てない。かりにそれを報告しまして名誉棄損で訴えたとしても、これは裁判は長くかかる。すでに配つたほうは配つたことによつてもう効果は十分であるといふ出し得になつておつたので、非常に悪質なものを助長する欠陥をもうあらわにしておるわけですね。こうした現状はだれが見ても当然なことでありまして、これをいふゆる言論の自由ということをした

等の関係会社等の寄附の制限違反」を「第二百四十九条の三及び第二百四十九条の四削除」に改める。

第六十八條第二号中「若しくは第八十八條選舉事務関係者の立候補制限」を「第八十八條選舉事務関係者の立候補制限」若しくは第九十一條の二「事務次官等であつた者の立候補制限」に改める。

第八十六條第十一項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第八十九條の次に次の一条を加える。
(公社の役員等の立候補制限)
第八十九條の二 次の各号に掲げる職にある者は、在職中、参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者となることができない。

一 日本国有鉄道の役員(監査委員会の委員を除く)、日本専売公社の役員(監事を除く)。又は日本電信電話公社の経営委員会の委員若しくは役員(監事を除く)。

二 日本道路公団の役員(監事を除く)。又は日本住宅公団の管理委員会の委員若しくは役員(監事を除く)。

三 住宅金融公庫、農林漁業金融公庫又は中小企業金融公庫の役員(監事を除く)。

第九十條の見出し中「公務員」を「公務員等」に改め、同条中「前条の規定により公職の候補者となることができない公務員」を「前二条の規定により公職の候補者となることができない公務員又は前条各号に掲げる職に在る者(以下この条及び次条において「公務員等」という。)」に、「当該公務員」を「当該公務員等」に改める。

第九十一條の見出し中「公務員」を「公務員等」に改め、同条中「又は第八十九條(公務員の立候補制限)又は第八十九條の二(公社の役員等の立候補制限)」に改める。

第九十一條の次に次の一条を加える。
(事務次官であつた者の立候補制限)

第九十一條の二 次の各号に掲げる職の一又は二以上に引き続き二年以上在つた者は、当該引き続き在職に係る最後の職を離れた日以後二年以内に行なわれる参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者となることができない。

一 事務次官

二 庁(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三條第三項に規定する庁をいう。以下この条において同じ)の長(國務大臣をもつて充てるものを除く)又は次長

三 府、省又は庁の内部部局たる官房、局又は部(官房又は局に置かれる部を除く)の長

2 第八十九條の二(公社の役員等の立候補制限)各号に掲げる職の一に引き続き二年以上在つた者は、その職を離れた日以後二年以内に行なわれる参議院(全国選出)議員の選挙における公職の候補者となることができない。

第九十三條第二項及び第九十三條第四項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第九十三條第三項及び第九十三條第五項中「公務員」を「公務員等」に改める。

第九十四條の二第一項ただし書を次のように改める。

ただし、衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び地方自治法第二百五十二條の十九第一項(指定都市)の市の長の選挙につき、

加え、同条ただし書中「及び第九十條の二第一項(指定都市)の市の長を除く」の選挙につき、

一項(連呼行為の禁止)ただし書の規定により運行中又は停止中の自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすることを削る。

第九十四條第一項各号列記以外の部分中「文書図画は、」の下に「自筆の信書及び」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、第九十三條(文書図画の掲示)第一項第二号に規定するものを同号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したままで回覧すること及び同項第四号に規定するものを掲示するために、同号に規定する演説会場まで運搬し、又は持ち歩くことによつて回覧させることは、この限りでない。

第九十四條第一項中第四号の二を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び同項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「二を三に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四号の二及び」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項及び第十一項を削る。

第九十四條第一項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 参議院(地方選出)議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万二千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一をこえる場合にはその一を増すことに五千枚を一万二千枚に加えた数

第九十四條第一項第一号ただし書を次のように改め、同号を同項第二号とする。

ただし、一の都道府県においては、その都道府県において使用することができる参議院

(地方選出)議員の選挙におけるポスターの数をこえることができない。

第九十四條第一項に第一号として次の一号を加える。

一 衆議院議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万二千枚

第九十四條の二から第九十四條の五までを削る。

第九十五條第一項本文中「参議院(全国選出)議員、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、」を削り、同項ただし書中「及び第九十四條の四(任意制ポスター掲示場の掲示場)を削り、同条第二項中「前項の選挙については、」を削る。

第九十八條第一項中「第九十八條の三」を「第九十八條」に改める。

第九十九條第一項第一号中「公民館をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第九十九條の二及び第九十九條の三を次のように改める。

第九十九條の二及び第九十九條の三 削除

第九十九條の次に次の一号を加える。

六 第二十一条の三(選挙の告示又は公示前の演説会の特例)の演説会に關してなされた支出第九十八條を次のように改める。

(会社等の寄附の禁止)
第九十八條 会社その他の法人又は団体は、選挙に關し、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体又はその支部が、政党その他の政治団体若しくはその支部又は公職の候補者若しくは公職の候補者にならうとす

る者(公職にある者を含む。)に対し寄附をす
る場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定の適用については、政党そ
の他の政治団体若しくはその支部又は公職の
候補者若しくは公職の候補者とならうとする
者(公職にある者を含む。)に対しては通常
一般の社交の程度をこえる寄附は、選挙に関
しする寄附とみなす。

第百九十九条第一項中「当事者である者」の
下に「(会社その他の法人又は団体を除く。)」を
加え、同条第二項から第四項までを削る。

第百九十九条の三及び第百九十九条の四を次
のように改める。

第百九十九条の三及び第百九十九条の四 削除
第百九十九条の五第一項を削り、同条第二項
中「何人も、後援団体を(何人(会社その他の法
人又は団体を除く。))も、後援団体(政党その他
の政治団体又はその支部で、特定の公職の候補
者若しくは公職の候補者とならうとする者(公
職にある者を含む。))の政治上の主義若しくは施
策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは
公職の候補者とならうとする者(公職にある者
を含む。))を推薦し、若しくは支持することがそ
の政治運動のうち主たるものであるものをい
う。以下同じ。」に、「第四項各号の区分による
当該選挙ごとに一定期間」を「当該選挙に関
し」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三
項中「第四項各号の区分による当該選挙ごと
に一定期間を当該選挙に関し」に改め、同項を
同条第二項とし、同条第四項を次のように改め
る。

3 前項の規定の適用については、当該公職の
候補者又は公職の候補者とならうとする者
(公職にある者を含む。)に係る後援団体に對
しては通常一般の社交の程度をこえる寄附
は、当該選挙に関する寄附とみなす。
第百九十九条第一項中「第百九十九条(特定の寄
附の禁止)に規定する者」の下に「及び会社
その他の法人又は団体」を加え、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、政党その他の政治団体若しくはそ
の支部又は公職の候補者若しくは公職の候補
者とならうとする者(公職にある者を含む。)
が、政党その他の政治団体又はその支部に對
して寄附を勧誘し、又は要求する場合は、こ
の限りでない。

第百九十九条第二項中「第百九十九条に規定する
者」の下に、「(会社その他の法人又は団体)」を
加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、政党その他の政治団体若しくはそ
の支部又は公職の候補者若しくは公職の候補
者とならうとする者(公職にある者を含む。)
が、政党その他の政治団体又はその支部から
寄附を受ける場合は、この限りでない。

第百九十九条の三を次のように改める。
(選挙の公示又は告示前の演説会の特例)
第百九十九条の三 衆議院議員又は参議院議員の
選挙については、当該公職の候補者とならう
とする者(公職にある者を含む。以下この条
において「立候補予定者」という。は、学校、
公民館その他の施設(建物その他の施設の構
内を含む。))をその所有者又は管理者の承諾を
得たうえ使用して、当該選挙に関する自己の
選挙運動のための演説会を開催することがで
きる。ただし、衆議院議員、参議院議員又は
地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙
の行なわれる区域において当該選挙の期日の
公示又は告示の日から選挙の期日までの間
は、開催することができない。

2 前項の演説会においては、当該立候補予定
者(公職にある者を含む。)に係る後援団体に對
しては通常一般の社交の程度をこえる寄附
は、当該選挙に関する寄附とみなす。
第百九十九条第一項中「第百九十九条(特定の寄
附の禁止)に規定する者」の下に「及び会社
その他の法人又は団体」を加え、同項に次の

3 第一項の演説会においては、当該立候補予
定者及び前項の規定により当該立候補予定者
の代理として演説を行なう者以外の者も当該

立候補予定者の選挙運動のための演説をする
ことができる。

4 第百六十六条(特定の建物及び施設にお
ける演説等の禁止)の規定は、第一項の演説
会について準用する。この場合において、第
百六十六条各号列記以外の部分ただし書中
「第一号に掲げる建物」において第百五十二
条(義務制公営立会演説会)若しくは第百六十
条(任意制公営立会演説会)の立会演説会又
は第百六十一条(公営施設使用の個人演説会)
の規定による個人演説会とあるのは、「第一
号に掲げる建物のうち学校、公民館、体育館
又は地方公共団体の管理に属する公会堂若し
くは議事堂において第百九十九条の三(選挙
の公示又は告示前の演説会の特例)第一項の演
説会」と読み替へるものとする。

5 第一項の演説会のために使用する文書図画
は、次の各号の一に該当するものに限り、掲
示することができる。ただし、第一号のポス
ターは、第一項ただし書の規定により同項の
演説会を開催することができない区域におい
て当該演説会を開催することができない期間
は、掲示することができない。

一 演説会の開催を周知させるために使用す
るポスター
二 演説会場においてその演説会の開催中使
用するポスター、立札、ちようちん及び看
板の類

6 第百四十三条第七項及び第八項(ポスター
等の規格)の規定は前項第二号のポスター、
立札、ちようちん及び看板の類について、第
百四十四条第三項及び第四項(ポスターの規
格及び記載事項)並びに第百四十五条(ポス
ターの掲示箇所)の規定は前項第一号のポス
ターについて準用する。この場合において、
第百四十三条第八項中「ちようちんの類は、
それぞれ一箇とし、その大きさ」とあるのは
「ちようちんの類」と、第百四十四条第四項
中「その表面に」とあるのは「その表面に演

説会の開催年月日及び開催場所、当該選挙の
種類並びに立候補予定者」と読み替へるもの
とする。

7 立候補予定者又は掲示責任者は、第一項の
演説会が終了したときは、第五項第一号のポ
スターをすみやかに撤去しなければならない
い。

8 都道府県及び市町村の選挙管理委員会は、
第五項の規定に違反して掲示した文書図画が
あると認めるとき又は同項第一号のポスター
で第六項において準用する第百四十四条第三
項若しくは第四項若しくは第百四十五条の規
定に違反して撤去しないものがあるとき認め
るときは、撤去させることができる。この場合
においては、都道府県及び市町村の選挙管理委
員会は、あらかじめ、その旨を当該警察署長
に通報するものとする。

9 第百九十七条の二(実費弁償及び報酬の額)
第一項の規定は、第一項の演説会に關し支給
する報酬及び実費弁償に適用しない。
第百九十七条の四第九項中「第五項」を「第四
項」に、「第七項及び第八項」を「第六項及び第
七項」に改め、「第百四十五条第一項ただし
書中「命令で定めるもの及び第百四十四条の四
(任意制ポスター掲示場)の掲示場に掲示する場
合」とあるのは「命令で定めるもの」とを削
る。

第百九十七条の十第一項後段中「第百六十四
条の三(他の演説会の禁止)及び」を削り、同条第
六項後段を削り、同条第七項中「第五項」を「第
四項」に改める。

第百九十七条の十一第二項後段及び第三項後段
中「運行中又は停止中の自動車の上において」
を削る。

第百九十七条の十二第一項ただし書を次のよう
に改める。

ただし、第一号の連呼行為については、衆
議院議員、参議院議員、都道府県知事及び地

方自治法第二百五十二条の十九第一項（指定都市）の市の長の選挙において、本章の規定による政談演説会の会場においてする場合及びその他の場所において午前六時から午後九時までの間にする場合並びに市長（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の長を除く。）の選挙において、本章の規定による政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所においてする場合は、この限りでない。

第二百一十一條第三項中「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百三十五條第二号中「又は公職の候補者とならうとする者」を「若しくは公職の候補者とならうとする者又はその者の所屬し、若しくはその者を推薦し、若しくは支持する政党その他の政治団体」に改める。

第二百三十九條の見出しを「事前運動、教育者の地位利用等の制限違反」に改め、同条第三号及び第四号を削る。

第二百四十二條の二本文中「第三百三十八條の三」を「第三百三十八條」に改める。

第二百四十三條第一号の二及び第二号の三を削り、同条第四号中「又は第四百四十四條ポスターの敷」を「第四百四十四條（ポスターの敷）又は第二百一十一條の三（選挙の公示又は告示前の演説会の特例）第六項において準用する第四百四十三條第七項若しくは第八項若しくは第四百四十四條第三項若しくは第四項」に改め、同条第八号の二及び第八号の三を次のように改める。

八の二及び八の三 削除
第二百四十三條第十号中「特定の建物及び施設における演説等の禁止」の下に「第二百一十一條の三（選挙の公示又は告示前の演説会の特例）第四項において準用する場合を含む。」を加える。

第二百四十四條第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第四百四十條の二第一項（選挙行為の禁止）の規定に違反して連呼行為をした者
第二百四十四條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第四百四十一條の三（車上の選挙運動の禁止）の規定に違反して選挙運動をした者
第二百四十四條第三号中「ポスターの掲示箇所」の下に「（第二百一十一條の三）選挙の公示又は告示前の演説会の特例」第六項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号中「文書、図画の撤去」の下に「又は第二百一十一條の三第八項（選挙の公示又は告示前の演説会における文書、図画の撤去）」を加え、同条第五号の二を次のように改める。

五の二 削除
第二百四十四條に次の一号を加える。

九 第二百一十一條の三（選挙の公示又は告示前の演説会の特例）第一項ただし書の規定に違反して演説会を開催した者
第二百四十七條の次に次の一条を加える。

（会社等の寄附の制限違反）
第二百四十七條の二（会社その他の法人又は団体が第九十八條（会社等の寄附の禁止）の規定に違反して寄附をしたときは、その会社その他の法人又は団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、三年以下の禁錮又は五千万円以上五億円以下の罰金に処する。）
第二百四十八條第一項中「第九十九條（特定の寄附の禁止）第一項に規定する者（会社その他の法人を除く。）が同項を「第九十九條（特定の寄附の禁止）に規定する者が同条」に改め、同条第二項を削る。

第二百四十九條の三及び第二百四十九條の四を次のように改める。

第二百四十九條の三及び第二百四十九條の四 削除
第二百四十九條の五第一項を削り、同条第二項中「第二項」を「第一項」に改め、「（会社を

他の法人又は団体を除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十條第一項中「選挙費用の法定額違反」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、同条第二項中「第二百四十七條」の下に「第二百四十七條の二」を加える。

第二百五十一條中「第九号まで」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百六十三條中第七号を削り、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の二を第十号及び第十二号を一号ずつ繰り上げる。

他の法人又は団体を除く。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を削り、同条第四項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二百五十條第一項中「選挙費用の法定額違反」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、同条第二項中「第二百四十七條」の下に「第二百四十七條の二」を加える。

第二百五十一條中「第九号まで」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百六十三條中第七号を削り、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十号の二を第十号及び第十二号を一号ずつ繰り上げる。

第二百五十一條中「第九号まで」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十二條の二中「第二百四十三條第七項若しくは第八項」を「第二百四十三條第六項若しくは第七項」に改める。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十一條の三各号列記以外の部分中「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十二條の二中「第二百四十三條第七項若しくは第八項」を「第二百四十三條第六項若しくは第七項」に改める。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十一條中「第九号まで」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十二條の二中「第二百四十三條第七項若しくは第八項」を「第二百四十三條第六項若しくは第七項」に改める。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十一條中「第九号まで」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十二條の二中「第二百四十三條第七項若しくは第八項」を「第二百四十三條第六項若しくは第七項」に改める。

第二百六十四條第一項第一号中「及び第十号から第十一号まで」を「第九号及び第十号」に改め、同条第二項中「第九号」を「第八号」に改め、「第十号の二」を削り、「第十二号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第四百四十四條の四（任意制ポスター掲示場）の規定による掲示場の設置に要する費用」を削る。

（政治資金規正法の一部改正）
第二条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「公職選挙法第九十九條に規定する者」の下に「、会社その他の法人又は団体（政党、協会その他の団体又はその支部を除く。）」を加える。

第五章中第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 政党、協会その他の団体又はその支部は、政治活動に關し、会社その他の法人又は団体（政党、協会その他の団体又はその支部を除く。）」から寄附を受けてはならない。

第二十六條中「第二十二條」の下に「又は第二十二條の二」を加える。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

（選挙の期日が公示されている選挙等に関する経過措置）
2 この法律の施行の際その期日の公示又は告示されている選挙については、次項に定めるものを除いては、なお従前の例による。

（事務次官等であつた者の立候補制限に關する規定の適用）
3 改正後の公職選挙法第九十一條の二の規定は、この法律の施行の日以後において同条に掲げる職を離れた者に限り適用する。

（罰則に關する経過措置）
4 この法律の施行前にした行為及び第二項の規定

第二百五十一條中「第九号まで」の下に「第二百四十七條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

第二百五十二條の二中「第二百四十三條第七項若しくは第八項」を「第二百四十三條第六項若しくは第七項」に改める。

第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條の二（会社等の寄附の制限違反）」を加え、「第二百四十九條の三（公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反）、第二百四十九條の四（公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反）、第二百四十九條の五（後援団体に關する寄附等の制限違反）第一項及び第三項」を削り、「並びに」を「及び」に、「教育者の地位利用、戸別訪問等」を「教育者の地位利用等」に改め、「第三号若しくは第四号」を削る。

がある場合を除くほか、永久に据えおくものと
し、かつ、各選挙を通じて一の名簿とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調
製及び保管の任に当たるものとし、毎年三月三
十日及び九月三十日に、選挙人名簿の登録を行
なうものとする。

3 選挙を行なう場合において必要があるとき
は、選挙人名簿の抄本を用いることができる。
(選挙人名簿の様式等)

第二十条 選挙人名簿は、カード式名簿とする。

2 選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別
及び生年月日等を記載しなければならない。

3 選挙人名簿は、市町村の区域を分けて数投票
区を設けた場合には、その投票区ごとに編製し
なければならない。

4 前三項に規定するもののほか、選挙人名簿の
様式その他必要な事項は、政令で定める。
(登録の申出)

第二十一条 選挙人名簿に登録されていない日本
国民で、当該市町村の区域内に住所を有し、年
齢満二十年に達した者又は年齢満二十年以上で
当該市町村の区域内に住所を有するに至つた者
は、政令で定めるところにより、当該市町村の
選挙管理委員会に選挙人名簿の登録の申出をす
ることが出来る。この場合において、他の市町
村から当該市町村の区域内に住所を移したこと
により登録の申出をしようとする者は、選挙人
名簿の登録の異動に関する文書で政令で定める
ものを提出しなければならない。

(登録すべき者の決定)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、前条の
申出をした者がその年の三月一日又は九月一日
までに選挙権を有し、かつ、引き続き三箇月以
上その市町村の区域内に住所を有する者である
場合には、三月一日までに登録の申出をした者
にあつては同月十日までに、九月一日までに登
録の申出をした者にあつては同月十日までに、
それぞれこれらの者を当該市町村の選挙人名簿
に登録すべき者として決定しなければならない。

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合にお
いて、選挙人名簿に登録すべき者として決定さ
れた者が、三月一日までに登録の申出をした者
にあつては同日、九月一日までに登録の申出を
した者にあつては同日までの間に、死亡し若し
くは選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町
村の区域内に住所を有しなくなつたことをこれ
らの者に係る同項の決定の期限までに知つたと
きは、直ちに当該決定を取り消さなければなら
ない。

3 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現
在により前条の規定による登録の申出をしてい
ない者で選挙権を有し、かつ、同日まで引き続
き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有す
るものがあることを知つたときは、これらの者
を同月十日までに選挙人名簿に登録すべき者と
して決定することができる。

4 第一項又は前項の住所に関する期間は、市町
村の廃置分合又は境界変更のため中断されるこ
とがない。

第二十五条を削り、第二十四条第四項中「一の
基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と一の
縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選
挙人名簿から抹消すべき者の決定に関しに改め、
同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「基本選挙人名簿に脱漏又
は誤載があると認めらるる」を「選挙人名簿に登録すべ
き者の決定に関し不服がある」に改め、同条第二
項中「七日」を「七日」に、「基本選挙人名簿」を
「選挙人名簿に登録すべき者の決定」に改め、同条
を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加え
る。
(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三
月十一日から同月二十日まで及び九月十一日か
ら同月二十日までの間、市役所、町村役場又は
その指定した場所において、前条の規定により
選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の
氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなけ
ればならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前
三日までに縦覧の場所を告示しなければなら
ない。

第二十六条及び第二十七条を次のように改め
る。
(登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三
月三十日及び九月三十日に、第二十二條から第
二十四條まで「登録すべき者の決定、縦覧、異
議の申出」の規定により選挙人名簿に登録すべ
きこととなつた者を選挙人名簿に登録しなけれ
ばならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、確定判決により
選挙人名簿に登録すべき者があるときは、直ち
にその者を登録し、その旨を告示しなければな
らない。

3 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の選
挙人名簿に登録されたときは、直ちに、その旨を
関係のある市町村の選挙管理委員会に通知しな
ければならない。
(抹消及び訂正等)

第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人
名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人
名簿に登録される資格を有せず、又は有しなく
なつたことを知つた場合には、第四項の規定に
該当する場合を除くほか、直ちに選挙人名簿に
その旨の表示をしなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区
域内に住所を有しなくなつたことにより前項の
表示をされた者がその表示後毎年三月一日又は
九月一日までに一箇年を経過するに至つたとき
はその者をそれぞれ三月十日又は九月十日に、
選挙人名簿に登録されている者がその他の事由
により前項の表示をされた者(第十一条第一項
及び第二項の規定により選挙権を有しなくなつ

た旨の表示をされた者を除く)であるときはそ
の者を直ちに、選挙人名簿から抹消すべき者と
して決定しなければならない。

3 第二十三條から前条第一項まで「縦覧、異議
の申出、訴訟、登録」の規定は、前項の規定に
より選挙人名簿から抹消すべき者の抹消につい
て準用する。

4 市町村の選挙管理委員会は、その市町村の選
挙人名簿に登録されている者について次の場合に
該当するに至つたときは、これらの者を直ち
に選挙人名簿から抹消しなければならない。こ
の場合において、第二号又は第三号の場合に該
当するときは、その旨を告示しなければなら
ない。

一 死亡したことを知つたとき。
二 当該市町村の船員の選挙人名簿に登録した
とき又は他の市町村の選挙人名簿に登録され
た旨の通知を受けたとき。
三 確定判決により抹消すべきこととなつたと
き。

5 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登
録されている者の記載内容が誤つてゐることを
知つたときは、直ちに訂正しなければなら
ない。

第二十七條の次に次の一条を加える。
(登録及び抹消等の延期)

第二十七條の二 市町村の選挙管理委員会は、毎
年三月一日から同月十日まで又は九月一日から
同月十日までの間に、選挙の期日の公示又は告
示の日から選挙の期日までの期間(以下この条
において「選挙の期間」という。)がかかる場合
においては「選挙の期間」という。がかかる場合
においては、第二十二條第一項若しくは第三項「登録
すべき者の決定」又は前条第二項の規定にか
かわらず、これらの規定による登録又は抹消をす
べき者の決定は、当該選挙の期日後十五日に当
たる日までに行なうものとし、これに伴い、第
二十三條(縦覧)第一項(前条第三項)において準
用する場合を含む。次項において同じ。縦覧
期間は、当該選挙の期日後十六日に当たる日か

ら十日間とし、第二十六条(登録)第一項(前条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ)の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。その延期した期間が他の選挙の期間にかかるときも、同様とする。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十三条第一項又は前項の縦覧期間中に選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに縦覧を中止し、当該選挙の期日後五日に当たる日から十日間、更に縦覧を行なうものとし、これに伴い、第二十六条第一項の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。第二十八条及び第二十九条を次のように改める。

(通報及び閲覧等)
第二十八条 市町村長及び市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に關し、その有している資料について相互に通報しなければならぬ。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日に当たる日まで)の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならぬ。

3 選挙人は、選挙人名簿に脱漏、誤載又は誤記があるとき、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に關し、調査の請求をすることが出来る。

(船員の選挙人名簿の調製)

第二十九条 船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定するものをいう。以下この条において同じ)で第二十一条第一項(登録すべき者の決定)に規定する住所に關する要件を具

備しないものについては、毎年九月一日現在にあり、同日まで引き続き三箇月以上その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同項に規定する住所に關する要件にかかわらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、これらの者の選挙資格を調査し、十月十五日までに船員の選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、船員の年齢は、第七項に規定する選挙人名簿確定の期日より算定する。

2 船舶所有者は、前項の規定により船員の選挙人名簿に登録されるべき船員について、政令で定めるところにより、その申出により船員名簿を作製し、毎年九月二十五日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 船員の選挙人名簿には、船員の氏名、性別、生年月日及びその船員の雇用事務所を取り扱う船舶所有者の事務所の所在地等を記載しなければならない。

4 前三項に規定する船舶所有者に關しては、船員法第五条(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。

5 第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。

6 第十九条第三項(名簿の抄本の使用)、第二十条第三項(名簿の編製)、第二十三条から第二十五条まで(縦覧、異議の申出、訴訟)、第二十六条第三項(二重登録の通知)、第二十七条第一項(表示)及び次条の規定は、第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」とあるのは「十月二十日から十一月三日まで」と、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面」とあるのは「船員の

選挙人名簿」と、第二十四条第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」とあるのは「船員の選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるとき、同条第二項中「七日」とあるのは「二十日」と、「選挙人名簿に登録すべき者の決定」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十五条第四項中「一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し」とあるのは「一の船員の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と、第二十七条第一項中「第四項」とあるのは「第二十九条第八項ただし書(修正)」と読み替えるものとす。

7 船員の選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

8 船員の選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、船員の選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは、直ちに修正するものとし、船員の選挙人名簿に登録されている者が船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決により修正すべきものとなつたときは、直ちに修正するとともに、その旨を告示しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、船員の選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。第三十条第二項中「の期日並びに縦覧確定に關する期日及び期間等」を、縦覧及び確定に關する期日及び期間その他その調製について必要な事項」に改める。

5 第三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に對する第三十四条(その他の選挙)第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行うべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるのは「満了することとなる」とす。

なる」とす。
5 第一百零三条に次の一項を加える。
第一百零四条(再選挙)第五項の規定は、第三項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。
第一百二十二条を削り、第一百二十二条の二を第一百二十二条とする。

第一百七十条中「記載」を「登録」に改める。
第二百三十六条第三項中「第二十一条(船員の基本選挙人名簿の調製)」を「第二十九条第二項(船員名簿の提出)」に改める。
第二百六十六条第一項ただし書を削る。
第二百六十九条ただし書を次のように改める。

ただし、第二十二條(登録すべき者の決定)の規定の適用については、同條第一項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内」と、「決定しなければならぬ」とあるのは「決定しなければならぬ。ただし、その区内に住所を有しなくなつた者については、この限りでない」と、同條第三項中「その市町村の区域内」とあるのは「その区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその区内」とす。

第二百七十条の見出し中「海外引揚者及び」を削り、同條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第二百七十条の二ただし書中「第二十六条第二項(補充選挙人名簿の登録の申出)の規定による登録の申出及び同條第六項(選挙人名簿の閲覧)の規定による閲覧の請求」を「第二十一条(登録の申出)の規定による登録の申出及び第二十八条第三項(選挙人名簿の修正に關する調査の請求)に改める。
第二百七十一条第二項中「昭和三十七年一月一日現在において一又は二以上の島の全部の区域をもつてその区域とする」を「昭和四十一年一月一日現在において設けられている」に改める。

附則第十二項を附則第二十項とし、同項の前に

次の八項を加える。

12 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、政令で定める日現在により、その日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者（特別区の区域又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区域内に住所を有する者にあつては、その日まで引き続き三箇月以上特別区の存する区域又は区の属する市の区域内に住所を有し、かつ、その日においてその特別区又はその区内に住所を有する者）の選挙資格を調査し、第九條第二項に規定する選挙権を有する者を決定しなければならぬ。

13 前項の住所に関する期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

14 市町村の選挙管理委員会は、附則第十二項の政令で定める日現在において、同項の規定により第九條第二項に規定する選挙権を有する者として決定された者（以下この項において「登録資格者」という。）が現に効力を有する基本選挙人名簿若しくは補充選挙人名簿に登録されていないとき、又はこれらの名簿に登録されている者が登録資格者でないときは、これらの名簿を修正し、その旨を直ちに表示しなければならぬ。

15 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前項の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

16 前項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟については、第四章の規定による基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿に関する異議の申出及び訴訟の例による。

17 附則第十五項の規定により縦覧に供した基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿は、第十九條第一項に規定する選挙人名簿として、政令で定める日をもって確定する。

18 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿を、すみやかに、第二十条に定める様式に改めるよ

うに努めるものとし、同条に定める様式に改めるときは、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

19 附則第十二項から第十五項までに規定するもののほか、選挙人名簿の調製に關し必要な措置は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、公職選挙法附則に係る改正規定（同法附則第十七項及び第十八項に係る部分を除く。）及び附則第十五条の規定は、公布の日から施行する。

(選挙期日が公示されている選挙等に関する経過措置)

第二条 前条の政令で定める日（以下「施行日」という。）現在において、すでにその期日を公示し又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

(選挙権等を有していた者の経過措置)

第三条 施行日の前日に特別区の区域内に住所を有していた者で、その属する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙権又は被選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き当該特別区の区域内に住所を有していた期間が三箇月未満のものは、改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）第九條第二項の規定にかかわらず、当該特別区の区域内に住所を有する間、同項の選挙権又は新法第十條第一項第三号及び第五号の被選挙権を有するものとみなす。改正前の公職選挙法（以下「旧法」という。）第九條第三項又は第二百七十条第一項の規定により施行日の前日において選挙権を有していた者についても、同様とする。

(補充選挙人名簿に登録された者の経過措置)

第四条 新法附則第十二項の政令で定める日以後新法附則第十七項の政令で定める日の前日まで

に確定した補充選挙人名簿又は附則第二条の選挙において調製され、確定した補充選挙人名簿

に登録されている者は、新法附則第十七項の選挙人名簿に登録されていない場合においても、新法第十九條第一項に規定する選挙人名簿に登録された者とみなす。

(登録の申出に關する経過措置)

第五条 旧法第九條第三項又は第二十六條第二項の規定による申出は、新法第二十一条の規定による登録の申出とみなす。

(最初の年における登録すべき者の決定等の特例)

第六条 施行日の属する年に限り、新法第二十二條第一項から第三項までに規定する登録すべき者の決定に係る処分、新法第二十三條第一項（新法第二十七條第三項において準用する場合を含む。）に規定する縦覧、新法第二十六條第一項（新法第二十七條第三項において準用する場合を含む。）に規定する登録又は抹消及び新法第二十七條第二項又は第二十七條の二第一項に規定する期日又は期間並びに附則第八條、第十條又は第十三條に規定する期日又は期間については、政令で定めるところによるものとする。

(罰則に關する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定により従前の例により行なわれる選挙に關してした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七號）の一部を次のように改正する。

第十八條中「三箇月以上」を「引き続き三箇月以上」に改める。

第七十四條第四項中「選挙人名簿確定の日」を「三月三十日又は九月三十日のうち同項の請求のあつた日の直前の日（公職選挙法（昭和二十五年法律第百號）第二十七條の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）現在に、これに記載された」を「選挙人名簿に登録されている」に、「選挙人名簿確定後」を「登録が行なわれた日後」に改める。

第七十四條の二第一項中「記載」を「登録」に改める。

第八十四條ただし書中「（昭和二十五年法律第百號）」を削る。

附則第二十條第二項中「登録」を「登録」に改める。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の際前条の規定による改正前の地方自治法第七十四條の規定によつてされている請求については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第十条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六號）の一部を次のように改正する。

第八條本文中「の規定により調製した」を「に規定する」に改め、「第二条の」を削り、同条ただし書を削る。

第二十五條第三項、第二十七條第四項及び第三十條第四項中「第八條本文の選挙人名簿に記載」を「第八條の選挙人名簿に登録」に改める。

第三十二條中「第八條本文の選挙人名簿確定の日においてこれに記載された」を「三月三十日又は九月三十日のうち審査の日の直前の日（公職選挙法第二十七條の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日）現在において第八條の選挙人名簿に登録されている」に改める。

第四十三條第四項後段を削る。

(檢察審査会法の一部改正)

第十一条 檢察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七號）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「登録」を「登録」に改める。

(漁業法の一部改正)

第十二條 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七號）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「九月十五日」を「九月一日」に改め、同条第五項を削る。
 第九十四条第一項中「(開票区)の下に」、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第三

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで	十月二十日から十一月三日まで	前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿
第二十四条第一項	登録すべき者の決定に關し不服がある	脱漏又は誤載があると認める		
第二十四条第二項	七日	二十日	選挙人名簿に登録すべき者の決定	選挙人名簿
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を		
第二十六条第三項	他の市町村	当該市町村と同一の海区に浴う他の市町村		
第二十七条第一項	第四項	漁業法第九十四条第一項において準用する第二十九条第八項ただし書		
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿	選挙人名簿	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	確定判決	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	確定判決

第九十四条第一項の表の第十條第二項の項中「(昭和二十四年法律第二百六十七号)」を削る。
 (国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部改正)
 第十三条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
 第二十条中「前年の十二月二十日をもつて確定した基本選挙人名簿」を「三月三十日又は九月三十日(公職選挙法第二十七条の二の規定により選挙人名簿の登録が延期された場合にあつては、その登録の日)現在において選挙人名簿」に、「登録された」を「登録されている」に改める。
 (農業委員会等に関する法律の一部改正)
 第十四条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
 第十條第一項中「十二月一日」を「一月一日」に改める。
 第十一條中「第十九條第二項(名簿の抄本の

使用)、第二十二條から第二十五条まで(選挙人名簿の縦覧、確定等)」を「第十九條第三項(名簿の抄本の使用)、第二十三條から第二十五条まで(縦覧、異議の申出等)、第二十七條第一項(表示)、第二十九條第七項及び第八項(選挙人名簿の確定等)」に改め、「第二百七十条の二の下に「本文」を加え、同条の表中

第十九條第二項	前項	農業委員会等に関する法律第十條第一項
第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五条第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日
第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間	二月二十三日から十五日間
第二十四条第一項	登録すべき者の決定に關し不服がある	脱漏又は誤載があると認める
第二十四条第二項	七日	二十日
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を
第二十七条第一項	第四項	農業委員会等に関する法律第十九條第一項ただし書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿は、十二月五日	選挙人名簿は、三月三十一日
第二十九条第八項	十二月四日	三月三十日
	船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決	確定判決

に改める。
 (公布の日以後最初に調製される船員の選挙人名簿等の調製に關する特例)
 第十五條 この法律の公布の日以後最初に調製さ

れる船員の選挙人名簿、海区漁業調整委員会選挙人名簿及び農業委員会選挙人名簿については、政令でこれらの選挙人名簿の調製に關し必要な事項を定めることができるものとする。

(従前の選挙人名簿の効力)

第十六条 昭和四十年九月十五日現在で調製した船員の基本選挙人名簿若しくは海区漁業調整委員会選挙人名簿又は昭和四十年十二月一日現在で調製した農業委員会選挙人名簿は、この法律による改正後の船員の選挙人名簿、海区漁業調整委員会選挙人名簿又は農業委員会選挙人名簿とみなし、政令で定める日までの間、その効力を有するものとする。

(争訟に關する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際、選挙人名簿に關し、現に選挙管理委員会に係属している異議の申出若しくは審査の申立て又は裁判所に係属している訴訟については、なお従前の例による。

第三号中正誤

- 一 行 誤
- 二 基 準 準備 正
- 三 一 二 調整 調製

昭和四十一年四月二十三日印刷

昭和四十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局